

○農林水産省令第二十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）を實施するため、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

農林水産大臣 松岡 利勝

○経済産業省令第二十六号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第三條第二項第四号、第五條第二項、第十七条及び第二十条の規定に基づき、並びに同法、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）及び実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）を實施するため、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

経済産業大臣 甘利 明

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。別記様式第十三号（備考10）、（備考10）（三）備考9及び（四）備考9を削る。別記様式第十四号（一）備考7及び（二）備考7を削る。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四号口中「国際出願日の前一年以内の日に当たる」を削る。

第二十二條次に次の一条を加える。

（意見書の提出）

第二十二條の二 出願人は、法第四条第二項の規定により手続の補完をすべきことを命じられたときは、同項の規定により指定された期間内に限り、意見書を提出することができる。

2 前項の意見書は、様式第十一の七又は様式第十一の八により作成しなければならない。

第二十三條中、「特許庁長官は」の下に、「法第四条第一項又は第三項の規定により」を加える。

第二十五條中、「期間内に手続の補完」の下に、「に係る書面の提出」を、「しないとき」の下に、「又は同項の規定による命令に基づき提出された当該書面において、その手続の補完がされていないとき」を加える。

第二十七條中、「国際出願日（法第五条第二項の規定により認定されたものを除く。第七十二條第二号において同じ。）から三十日」を、「同条第一項の規定による通知の日から二月」に改める。

第二十八條第三項中、「事由が優先権」を、「事由が、優先権」に、「又は国際出願」を、「国際出願」に改め、「同一でないこと」の下に、「又は国際出願日が優先日から一年二月を経過した後の日でないこと」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（優先権の主張の補正の特例）

第二十八條の二 出願人が、第二十七條の三の規定にかかわらず、前条第三項の規定による通知を受ける前であつて第二十七條の三第一項に規定する期間の経過後一月以内に、特許庁長官に対し、書面により優先権の主張について補正をしたときは、その補正は、同項に規定する期間内にしたものとみなす。

第二十九條の次に次の四條を加える。

（国際出願の明細書の補完）

第二十九條の二 特許庁長官は、法第四条第一項の規定による国際出願日の認定に際して、明細書若しくは請求の範囲の一部がないこと（同条第一項第四号に該当する場合を除く。）又は図面の全部若しくは一部がないことを発見したときは、出願人に対し、書面により手続の補完を二月以内にすべきことを命じなければならない。

2 出願人は、前項の期間内に限り、意見書を提出することができる。

3 第一項の規定による命令に基づく手続の補完（以下第二十九條の五までにおいて単に「手続の補完」という。）は、様式第十二又は様式第十二の二により、前項の意見書は、様式第十一の七又は様式第十一の八により作成しなければならない。

（手続の補完の特例）

第二十九條の三 出願人は、前条第一項の規定にかかわらず、国際出願として提出された書類が特許庁に到達した日から二月間に限り、手続の補完をすることができる。

（国際出願日の認定及びその通知）

第二十九條の四 特許庁長官は、出願人が第二十九條の二第一項又は前条に規定する期間内に手続の補完をしたときは、手続の補完に係る書面の到達の日を国際出願日として認定しなければならない。ただし、当該書面の到達の日が法第四条第三項の規定による国際出願日の前であるときは、この限りでない。

2 特許庁長官は、前項の規定により国際出願日の認定をしたときは、当該国際出願日として認定した日を出願人に通知しなければならない。

（手続の補完の取下げ）

第二十九條の五 出願人は、前条第二項の規定による通知の日から一月間に限り、同条第一項の規定により国際出願日が認定された国際出願に係る手続の補完を取り下げることができる。

2 前項の規定による手続の補完の取下げがあつたときは、手続の補完に係る前条第一項の規定による国際出願日の認定はなかつたものとみなす。

3 第一項の規定による手続の補完の取下げは、様式第十五の三又は様式第十五の四によりしなければならない。

第三十條の次に次の一条を加える。

（意見書の提出）

第三十條の二 出願人は、法六條の規定により手続の補正をすべきことを命じられたときは、同条の規定により指定された期間内に限り、意見書を提出することができる。

2 前項の意見書は、様式第十一の七又は様式第十一の八により作成しなければならない。

第四十七條第三項中、「規定による要約書」を、「国際調査報告」に改め、「限り」の下に、「要約書の訂正を記載した書面又は」を加え、同条第四項中、「様式第二十又は様式第二十の二」を、「様式第十一の七又は様式第十一の八」に改める。

第七十二條中、「三十日」を、「二月」に改める。

第七十七條第一項中、「ときは」の下に、「次に掲げる場合を除き、優先日から二年二月以内に」を加え、同項に次の三号を加える。

一 願書、明細書、請求の範囲、図面又は要約書の提出がない場合及びこれらの書類の一部が不足している場合

二 要約書に記載された事項を訂正する場合

三 優先権の主張に係る事項において優先日について変更が生じる訂正の場合

第七十七條第三項を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 出願人は、前項の訂正の請求に際して、訂正すべき誤り、訂正の提案及び必要な説明を、特許庁長官に対し、書面により提出しなければならない。

様式第一の備考7中、「4.5cm」を、「10.5cm」から「12.5cm」に、「1.7cm」を、「0.28cm」に改める。

様式第一の二の備考2中、「0.21cm」を、「0.28cm」に改める。

様式第七を次のように改める。